

議案第 17 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 9 月 3 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「若しくは第 4 号」を「、第 5 号若しくは第 10 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号」の次に「、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

児童扶養手当法の改正に伴い非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において同法の引用条文が整備されたため、本条例においても同様の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。